

介護休業法に関連する学園制度

平成29年4月1日
学校法人宮崎学園

宮崎学園に勤務する教職員が家族を介護するために利用できる制度は、下表の通りです。制度を利用する教職員の就業環境を害する言動（嫌がらせ等）は禁止されています。

※表中の特別有給休暇は、非常勤教職員については適用外又は無給となる項目があります。

	学園の制度	根拠規程及び手続き
介護休業等に 関する 事項	<p>①教職員の下記家族が負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある場合、介護休業をすることができます。</p> <p>(1)配偶者 (2)父母、子及び配偶者の父母 (3)祖父母、兄弟、姉妹及び孫</p> <p>介護休業中は無給ですが、雇用保険から介護休業給付(休業前給与の67%)が受けられます。</p> <p>介護休業が終了したときは、介護休業前の職及び職務に従事することが規定されています。</p> <p>介護休業期間は、2分の1を勤務したとみなされます。</p>	<p>手続:介護休業申出書(様式1)を提出する。 就業規則第34条・介休規程第2条・介護休業法第11条</p>
	<p>②要介護状態にある対象家族を介護する教職員は、介護を必要とする者1につき、短縮開始日から3年の間で2回までの範囲内で勤務時間の短縮措置(部分休業:無給)を受けることができます。</p>	<p>手続:介護部分休業申出書(様式5)を提出する。 就業規則第34条・介休規程第9条・介護休業法第23条</p>
	<p>③要介護状態にある対象家族を介護する教職員は、業務の正常な運営を妨げる場合を除き、申出ることによって時間外勤務をしないことができます。</p>	<p>手続:介護のための時間外勤務免除申出書(様式7)を提出する。 介休規程第10条・介護休業法第16条9</p>
	<p>④要介護状態にある対象家族を介護する教職員は、申出ることによって一定の時間を超える時間外勤務をしないことができます。</p>	<p>手続:介護のための時間外勤務制限申出書(様式8)を提出する。 介休規程第11条・介護休業法第18条</p>
	<p>⑤要介護状態にある対象家族を介護する教職員は、申出ることによって深夜(午後10時～午前5時)の勤務をしないことができます。</p>	<p>手続:介護のための深夜勤務制限申出書(様式9)を提出する。 介休規程第12条・介護休業法第20条</p>
	<p>⑥要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う教職員は、申出ることによって1年に5日(対象家族が2人以上は10日)を限度に介護休暇(無給)を取得することができます。</p>	<p>手続:介護休暇申出書(様式10)を提出する。 介休規程第14条・介護休業法第16条5</p>

☆詳細については下記の根拠規程を確認してください。

「就業規則」= 学園就業規則(準則)

「介休規程」= 学園介護休業の施行に関する規程

「労基法」= 労働基準法

「介護休業法」= 育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律